

広報あじす

AJISU

お知らせ版

1981

No. 116

7/20

広報あじす 毎月5日 発行

お知らせ版 每月20日 発行

山口県吉敷郡阿知須町

発行 阿知須町役場

電話 4111番代 754-12

印刷 よしの印刷株式会社



力を合わせることの大切さ

野外生活にまなぶ

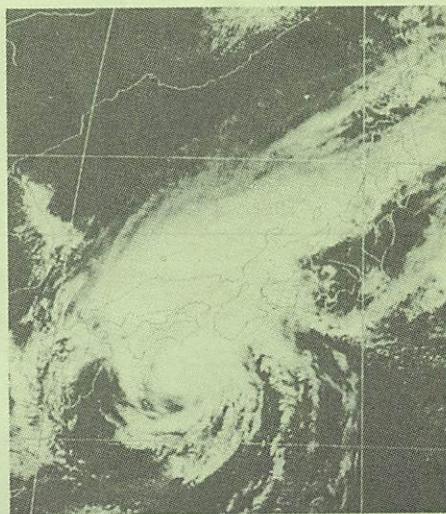
七月十一・十二の両日、阿知須小五年生百人は岡山靈廟前広場で野外生活を体験しました。これは、阿知須小学校が教育活動の一環として実施したもので、郷土の美しい自然の中で集団生活を通して規律を守り、みんなで力を合わせることの大切さを体験させるのがねらい。

指導は山野井隆さん（日本キャンプ協会公認指導者・宇部市）をはじめ町教委職員、阿知須小の先生、町レクリエーション友の会の会員が当りました。

一日目は午前中、阿知須小で日程説明のあとキャンプファイヤー用トーチや班旗の作り方などの指導があり、午後は岡山靈廟前広場に移ってキヤンブ村の開村式、天幕張りは杭を打ったり、ひもを結んだり四苦八苦の奮闘。夕食は指導者の助言で飯ごう炊さんを経験。食事が終ったころ雨が降り出し再び学校に戻り、講堂でキャンドルサーカスもあり、楽しいひとときを過して宿泊。

二日目にウォークラリーや水泳、映画教室などもあり、野外で団体生活という貴重な体験に生徒たちは満足の表情でした。（写真は飯ごう炊さんを体験する子どもたち）

たくましい阿知須の子……自ら求め、最後までやりぬく子どもを育てよう。



昭和55年10月14日、気象衛生“ひまわり”から送られてきた台風19号の写真

● 情報はその都度判断を
台風の進路や勢力は、まるで生き物のように刻々と変化しています。そのため情報を一度だけ聞いて、自分で判断を下すのは大変危険です。次々に出される予報を注意深く聞いて、その都度判断するようにしましょう。

● 地元の予報を優先的に
台風の予報といつても、地元の気象台の予報と全国的な予報

本町では、昨年九月十一日に台風十三号が通過、幸い被害はきわめて少くすみました。台風が日本に近づくと、テレビ

本町では、昨年九月十一日に台風十三号が通過、幸い被害はきわめて少くすみました。台風が日本に近づくと、テレ

● 非常用品の準備を
台風が近づいたら、いざというときのために次のような非常用品を用意し、いつでも持ち出せるようになります。

▽懐中電灯、トランジスタ・ラジオ(予備の電池も)、当面の食料品、水筒、応急医薬品(かぜ薬、胃腸薬、傷薬、消毒薬など)、ビニール袋、そのほかお金などの携行品△

台風の進路の東側と西側でこんなに違う風向

西側では

1. 東寄りの風から
2. 北寄りに変り
3. 西寄りの風になる
北の風(最も接近)



東側では

1. 東寄りの風から
2. 南風に変り
3. 西寄りの風になる
南風(最も接近)

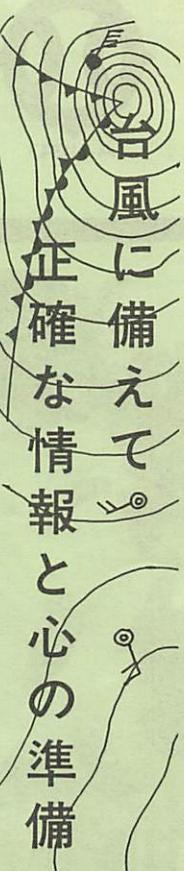
台風の進路附近では台風の通過と同時に風向は反対になる。

進路に向つて東側が風雨ともに強い

台風の大きさと強さ

台風の大きさ	風速25メートル以上の暴風圏の半径で見当をつける	1000ミリバールの等圧線の半径で見当をつける
非常に大きい	半径400km以上	半径600km以上
大型	〃 300km前後	〃 300~600
中型	〃 200km前後	〃 200~300
小型	〃 100km前後	〃 100~200
ごく小さい		〃 100km以下

台風の強さ	中心気圧で見当をつける	中心付近の最大風速で見当をつける
猛烈な	900mb以下	毎秒55m以上
非常に強い	900~929	45~54
強い	930~959	35~44
並み	960~989	25~34
弱い	990mb以上	25m未満



その情報をもとに、それぞれの台風の特徴を知り、同時にわたくちの住んでいる土地の特性を知ることが大切です。

せん、「小型だから安心」と思つたら、だんだん大きくなれば、台風の大きさと強さをあわせて発表します。しかし、この大きさと強さは必ずしも正比例しま

すので、台風のゆくえとともに、大きさと強さの変化に注意しま

清純な生活環境の維持へ

「阿知須町モーテル類似旅館規制条例」を制定

阿知須町の清純な生活環境を維持するため町では「阿知須町モーテル類似旅館規制条例」を制定しました。これによつてモーテルや、それに似た建物を新改築するときは前もつて町長の同意を得なければならなくなつりました。

条例は、いわば「市町村の法律」ともいわれるもので、これに定める「モーテル類似旅館」とは「旅館業法第二条に規定するホテル営業又は旅館営業の用に供することを目的とする施設であつて、その施設の一部又は全部が車庫、駐車場又は当該施設の敷地から屋内の帳場又はこれに類する施設を通ることなく直接、客室へ通すことができる」と認められる構造を有するもの」と定義しています。

町長の同意を得るためには申請書を町に出さなければなりませんが、それは次の場所に新築建築 改築しようとする場合で

①住宅密集地
②主として児童生徒の通学路
の付近
③主要幹線道路の付近
④公園及び児童福祉施設の付
近

⑤官公署 教育文化施設、地
域公民館、集会所、病院又
は診療所の付近

⑥古墳、遺跡の付近

⑦その他の町長が不適当と認め
る場合

この中で「付近」とはおおむ
ね百メートルの範囲です。

申請があつた場合、町長は学
識経験者、議会、町職員からな
る審査会にはかり同意するかど
うかをきめることになつていま
す。

この条例制定に至つたのは最
近、町内にモーテルを建てたい
という動きがあり、今後も建築
計画が起きることが予測され
たため事前に対処したものでし
す。

※旅館業法第二条 県下で同様な条例を定めているのは五十六市町村のうち田布施、豊浦の二町があります。

「ホテル當業」とは洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる營業で、簡易宿所當業及び下宿當業以外のものをいう。

「旅館當業」とは、和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる營業で、簡易宿所當業及び下宿當業以外のものをいう。

「簡易宿所當業」とは、宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる營業で、下宿當業以外のものをいう。

「下宿當業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる營業をいう。

ご存じですか
老齢・通算老齢年金の線上げ支給
国民年金の老齢年金や通算老齢年金は年金保険料を二十五年以上納めていると年金を受ける資格ができます。そして六十五歳になると保険料の納付月数が応じて年金が支給されます。
しかし、六十歳以上であれば

場合	六〇	五八	五七
①	四〇万円	四十万円	四十万円
②	三五万六千円	三五万六千円	三五万六千円
③	三三二万円	三三二万円	三三二万円
④	二八万八千円	二八万八千円	二八万八千円
⑤	二六万円	二六万円	二六万円
⑥	二三万二千円	二三万二千円	二三万二千円

風しんに気をつけよう

かかると現在、全国的に風しんが流行しています。山口県でも今年の四月ごろから患者の増加が目立っています。

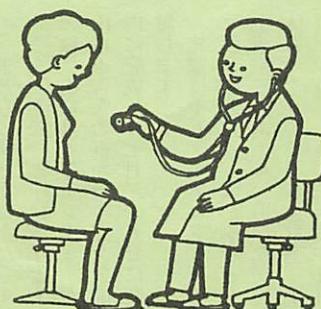
このように妊娠初期には先天性風疹症候群児（心臓、目、耳に障害を持つた子ども）が生まれることがあるのです。

このようないい子を出さないためには、これから妊娠をしようとする人、あるいは機会のある人は、妊娠をする前に免疫の有無を知ることが必要です。そして、もし、免疫を持たないこ

風しんの予防接種は、予防接種法により満十三歳から満十五歳までの女子を対象として実施するようになります。昭和五十二年度からは中学三年生の女子を対象にワクチンの定期接種が行われています。

しかし、現在の風しんの流行により一部の産婦人科では任妊娠の予防接種として実施しています。

風しんについて不安を持つておられる人は各保健所あるいは市町村へお問い合わせ下さい。



県内企業の説明会

締切りは九月三日

月大学、短大、高等卒業生定者
(昭和五十四年以降既卒業生を
含む) よりびその父兄を対象に
県内企業の企業事情や採用方針
について説明会を開きます。

▽日時 九月十二日(土) 午後
一時(受付けは正午) から

▽場所 ホテルかめ福(山口市
湯田温泉)

▽申込方法 希望者は①氏名②
学校、学部、学科③帰郷先、
下宿先をはがきに記入して、
山口市中央五丁目一番三十一
号山口県経営者協会(電話山
口②〇八八八)へ九月三日(一
木)までに申込みのこと

なお、参加費として一人千五
百円(資料代含む) いります。

この率は、本人が死ぬまで支
給されないため、健康の状態、家庭
の状況など考えて、本人が選ぶ
ことになります。年齢別の支給率は次のとおりです。

① 六五歳から	一〇〇%
② 六四二	八九〇
③ 六三二	八〇〇
④ 六二二	七二〇
⑤ 六一二	六九〇
⑥ 六〇二	六七〇
⑦ 五九二	六五〇
⑧ 五八二	六三〇
⑨ 五七二	六一〇
⑩ 五六二	五九〇
⑪ 五五二	五七〇
⑫ 五四二	五五〇
⑬ 五三二	五三〇
⑭ 五二二	五一〇
⑮ 五一二	四九〇
⑯ 五〇二	四七〇
⑰ 四九二	四五〇
⑱ 四八二	四三〇
⑲ 四七二	四一〇
⑳ 四六二	三九〇
㉑ 四五二	三七〇
㉒ 四四二	三五〇
㉓ 三四二	三三〇
㉔ 三三二	三一〇
㉕ 三二二	二九〇
㉖ 三一二	二七〇
㉗ 三〇二	二五〇
㉘ 二九二	二三〇
㉙ 二八二	二一〇
㉚ 二七二	一九〇
㉛ 二六二	一七〇
㉜ 二五二	一五〇
㉝ 二四二	一三〇
㉞ 二三二	一一〇
㉟ 二二二	九〇
㉟ 二一二	七〇
㉟ 二〇二	五〇
㉟ 一九二	三〇
㉟ 一八二	一〇

とがわかれれば予防ワクチンの接種をすることが大切です。免疫

かかりつけの医師に、相談くだ
さい。

月大学、短大、高専卒業予定者
(昭和五十四年以降既卒業生を)

繰上げ支給という方法もありります。手続きは町住民課福祉係でできます。

繰上げの支給額は早く受け取るほど割引き率が高く、六十五歳からだと一〇〇%受けられるのに、六十歳だと五八%，六十一歳は六五%というようになります。

